

令和4年（ワ）第862号 損害賠償請求事件

原告 藤井 将登 外1名

被告 作田 學 外3名

令和5年1月18日

陳 述 書

横浜地方裁判所第8民事部ろ係B御中

横浜市青葉区すすき野2丁目5-2号棟103号室

原告 藤井 将登 

私は平成29年11月21日、A夫氏ら家族3名により、私が吸う煙草の副流煙により重篤な病に陥ったとして4500万円余りの賠償金を請求されて訴えられました。別件訴訟にて、事実無根であるにもかかわらず3年間も裁判で自らの生活を拘束されました。

平成28年9月6日、A夫氏が最初に私の自宅を訪れた際、私は自分が吸っていた外国製煙草2種を封筒に入れA夫氏に渡しました。

A氏ら家族が困っているとのことであり、私には何らやましいと

ころはなかったので私は善意で私が吸う煙草を渡したのですが、それ以来、A氏らは、外国製煙草の匂いにこだわるようになりました。結果として私の善意の行為が仇になって、私の喫煙が原因であると決めつけられて、私は3年間も法廷に立たされることになったのです。

A氏から煙草の被害を受けていると聞いて、煙の漏れようもない密閉された防音室内でしかも少量とはいえ、喫煙者である私は自分が原因である可能性が完全にゼロではないと考えたので、自らそれを確かめる必要があると考え、A氏の話聞いてから2週間ほど禁煙をしました。自分が禁煙していたことは妻には特段伝えることもしませんでした。

最初、A氏らが我が家を訪れてから約10日後、A氏らと共通の知人である団地管理組合員のT氏を通じて、A氏らが再度話し合いしたいとの希望があるとの話を妻から聞いたので、私はその申し入れを受けることにしました。その時に妻にも自分が禁煙していることを初めて伝えました。

平成28年9月22日、T氏をはさんだ会合にて、約30分にわたり、冒頭、A氏らは相変わらず大量の副流煙が流入して体調

が悪いと訴えました。それを聞き、私は安堵しました。原因が自分
にないことを確信したのです。

その時の様子について、A氏らは私があたかも他の住民に原因
があるかのように述べたと陳述書で言及していますがそれも事実で
はありません。あくまでも自分自身の喫煙が原因でないことを伝え
たに過ぎません。

A氏らは私が誠意を持って対応しなかったと主張します。しか
し私は、自分に原因がある可能性を排除せず、万が一自分に原因が
ある場合には何らかの対処が必要であろうと換気扇で実験を行っ
たり、禁煙を行ったりしてみました。私は誠心誠意A氏からのクレ
ームに対応しました。

にもかかわらず、9月22日、A氏らが臭い続けると主張した
ため、私の確認作業はそこで終了しています。原因が私ではなく、
他にあることは、A氏らが、私が禁煙した期間中にもタバコの臭
いが続いていると主張したことによってはっきりしたからです。全
ては根拠の無いことであり、私の吸う煙草の副流煙でA氏らが受
動喫煙症や化学物質過敏症もしくは中枢神経後遺症に陥ったことを
示す事実はどこにも存在しません。事実が存在しないにもかかわら

ず、度重なる裁判への対応を含め、3年という長期にわたる精神的・経済的な負担を強いられたのです。一審横浜地方裁判所で、当然のようにA氏らの請求は棄却され、私はすっかり安堵し、平穏な日常が戻ると思いました。しかしA氏らはなんと無謀にも控訴したことに大変驚き、一体いつになったら事実をわかってくれるのだろうかと思いました。控訴されたことにより私の経済的負担、精神的苦痛はさらに増しました。

私が苦痛を感じたのは、裁判への対応だけではありませんでした。

A氏らの申し入れにより、団地内には「外国産の強いタバコの煙」が部屋の中に入り、健康被害を受けているとするA夫氏によるお願い文（甲41の22）や受動喫煙防止の啓蒙ポスター（甲41の23）が貼り出されました。これは、4年半以上にわたり団地内の掲示板に貼り出され、私が犯人であると団地内で後ろ指を刺されているようで、非常に気分の悪いものでした。現に、近隣ではいまだに我が家を犯人とする噂が今でも後を絶ちません。私たち一家の名誉はまだ何も回復されていません。A氏らには別件訴訟で敗訴したことを真摯に受け止めていただき、これ以上、確たる証拠もなし

に思い込みだけで私を自らの身体の不具合の原因と主張するのをやめていただきたい。

また、別件訴訟のきっかけとなった診断書を作成した禁煙学会理事長・作田医師は、その診断書の中で「階下に住むミュージシャン」といった、恣意的で個人的な攻撃ともとれる本来は不必要な情報を付加しました。作田医師が診断書を作成したことが、A氏を訴訟提起に踏み切らせたことは間違いありません。A氏らの頭の中の主観的な思い込みでしかなかったものが、作田医師の診断書によって、A氏らの中では思い込みから「客観的事実」に変貌し、A氏は作田医師の診断書を「錦の御旗」として、警察や管理組合、そして裁判所へと乗り込むことができたのです。管理組合の議事録には「受動喫煙レベル3、4」という、作田医師の診断書に記載された病名がそのまま書かれています（甲41の20）。作田医師の診断書が、私が近隣で今でも犯人扱いされていることの原因になっていることはこの議事録の記載からはっきりしています。

また、患者を診察することなしに診断書を作成するなどの不正な行為は、法令を遵守して公益性を重んじるべき医師としてあるまじ

き姿であり、そのようなことはあってはならないことと考えて猛省
を促したいと思います。

以上